霧島市建設工事の入札に関する最低制限価格算定の試行要領

（目的）

第１条　この要領は、霧島市が発注する建設工事の入札に関し、霧島市建設工事の入札に関する最低制限価格算定要領に定める最低制限価格を設けるときに必要な算定方法のほかに、別の算定方法を定め、その試行について必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　試行の対象とする工事は、建設業法(昭和 24 年５月 24 日法律第 100 号)第２条第１項の別表第１の上段に掲げる解体工事とする。

（算定方法）

第３条　この要領による最低制限価格は、予定価格の基礎となった次に掲げる額を用いて、下記の式で算出される額（Ｋ）に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

ただし、その額が、予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

Ｋ＝（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）×0.9

Ａ：直接工事費×0.97

Ｂ：共通仮設費×0.9

Ｃ：現場管理費×0.9

Ｄ：一般管理費×0.68

２　前項の式で算出する額は、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｋで算出された額に小数点以下の端数があるときは、全て小数点以下の端数を切り捨ててそれぞれの値を算出するものとする。

また、Ｋに 100 分の 110 を乗じて得た額に小数点以下の端数があるときも、小数点以下の端数を切り捨てて算出するものとする。

３　前２項の算定方法により難い特別な工事の最低制限価格については、契約担当者が 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で定めた割合に、予定価格を乗じて得た額とする。

（公表等）

第４条　最低制限価格は、公表しないものとする。

附　則

この要領は、平成 28 年８月１日から施行する。

（平成 28 年８月１日以降に公告又は指名通知を行う建設工事の入札から適用する。）

附　則

この要領は、平成 29 年７月１日から施行する。

（平成 29 年７月１日以降に公告又は指名通知を行う建設工事の入札から適用する。）

附　則

この要領は、令和元年 10 月１日から施行する。

（令和元年 10 月１日以降に公告又は指名通知を行う建設工事の入札から適用する。）

附　則

この要領は、令和４年７月１日から施行する。

（令和４年７月１日以降に公告又は指名通知を行う建設工事の入札から適用する。）